

○都市計画の整備、開発及び保全の方針

都市計画法

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

(以下省略)

○市町村の役割

都市計画法

第15条の2 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

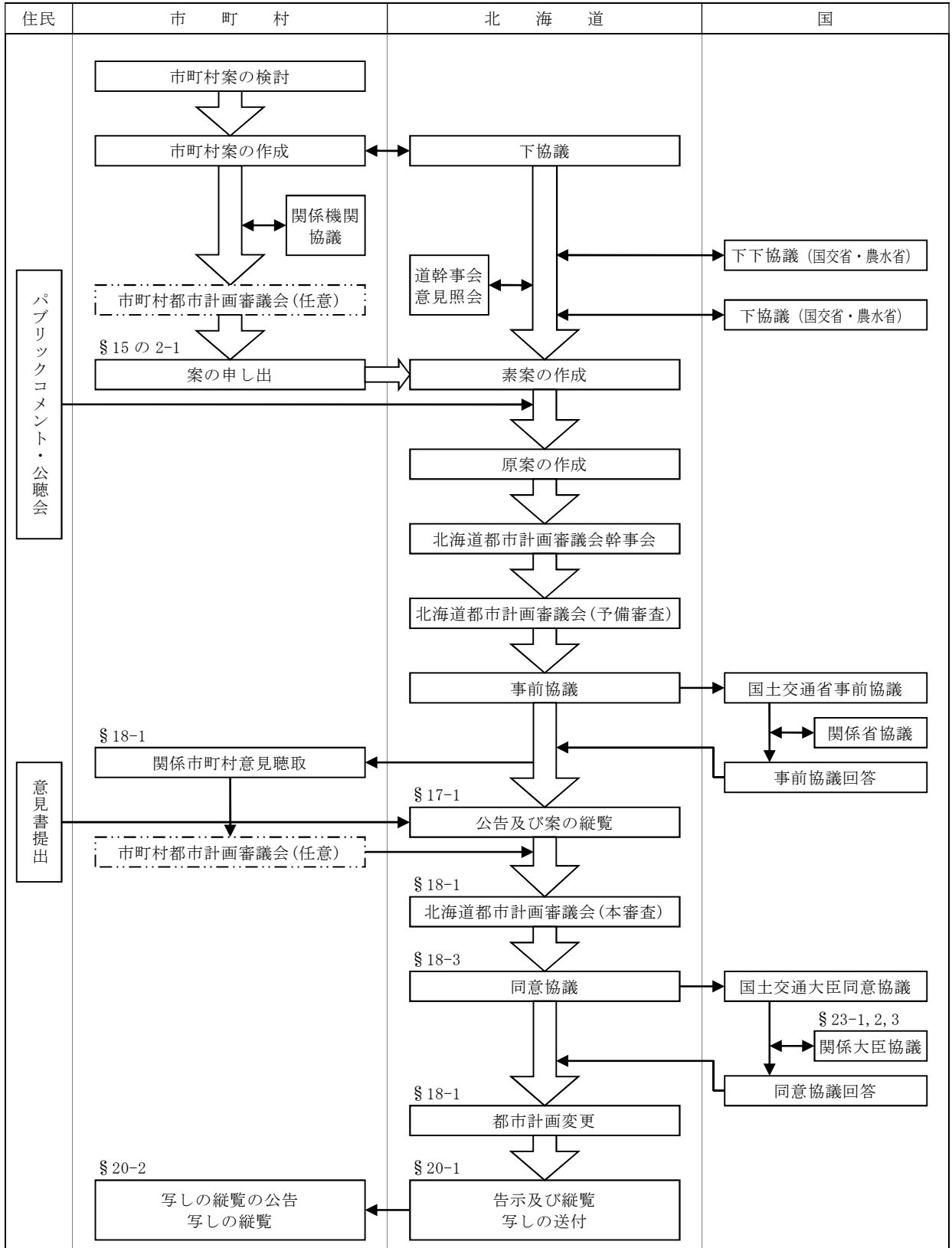
○定時見直しの基本的な考え方（北海道）

- ・目標年 令和12年
- ・区域区分の決定の有無 これまで非線引きの都市計画区域の新たな線引きはしない
- ・現方針の見直しであり、一から作りあげるような大幅な改定とはならない

2 整備、開発及び保全の方針の都市計画変更

2-1 都市計画変更の手続き

都市計画区域マスタープランの都市計画変更手続きは、次のフローにより進めることとなる。



※数字は都市計画法の条項を示す。

◎ Eグループ (H31(2019)後期スケジュール)

年月	北海道	市町村
H30.10		素案検討開始
H30.11		
H30.12		道都市計画課下協議開始 【資料Ⅰ】
H31.1		
H31.2		道都市計画課下協議終了
H31.3	上旬	国土交通省下下協議開始
	中旬	
	下旬	国土交通省下下協議終了
H31.4	上旬	
	中旬	
	下旬	道幹事会意見照会開始 【資料Ⅲ】
H31.5	上旬	
	中旬	道幹事会意見照会終了
	下旬	国土交通省下協議開始 【資料Ⅳ】
H31.6	上旬	
	中旬	国土交通省下協議終了
	下旬	
H31.7	上旬	市町村都市計画審議会(任意)
	中旬	案の申し出 【資料Ⅴ】
	下旬	パブリックコメント開始
H31.8	上旬	
	中旬	
	下旬	パブリックコメント終了
H31.9	上旬	
	中旬	
	下旬	道原案確定 【資料Ⅵ】
H31.10	上旬	
	中旬	北海道都市計画審議会幹事会 【資料Ⅶ】
	下旬	北海道都市計画審議会(予備審査)
H31.11	上旬	国土交通省事前協議
	中旬	
	下旬	
H31.12	上旬	
	中旬	
	下旬	国土交通省事前協議回答
H32.1	上旬	関係市町村意見聴取 案の縦覧 【資料Ⅷ】
	中旬	案の縦覧の結果報告 市町村都市計画審議会(任意)
	下旬	関係市町村意見聴取回答
H32.2	上旬	北海道都市計画審議会(本審査)
	中旬	国土交通大臣同意協議
	下旬	
H32.3	上旬	
	中旬	国土交通大臣同意協議回答
	下旬	都市計画変更告示 写しの送付
		写しの縦覧の公告

※【資料Ⅰ】～【資料Ⅷ】は「3-2 変更図書の提出時期と提出書類」の区分を示す。

富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】																
<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p><u>この方針では、富良野都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成42年（2030年）の姿として策定する。</u></p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 504 898 576"> <thead> <tr> <th>富良野都市計画区域</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>富良野市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,195 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p><u>本区域</u>は、道北連携地域上川地域の南部に位置しており、周囲を山林に囲まれた富良野盆地を流れる空知川及び富良野川の合流点から東側に市街地が形成されてきた。</p> <p>基幹産業は、2つの河川に囲まれた肥沃な大地を生かした農業のほか、農業と連携した商業や農産品加工業等となっている。また、スキー場を中心とする冬季のレジャーをはじめ、豊かな自然環境や景観を生かした観光産業が脚光を浴びており、<u>特に海外からの観光需要が高まってきており、観光レクリエーションの拠点が形成されている。</u></p> <p>人口はやや減少傾向にあるほか少子高齢化が進んでおり、これらに伴い中心市街地の活力が低下していることから、活性化が求められている。また、市街地周辺においては、住宅地や観光関連施設の開発の圧力が高まっており、無秩序な土地利用を防止するため、市街地全体を見渡す総合的な観点から、整備、開発及び保全が必要となっている。</p> <p>具体的には、基幹産業である農業の基盤となる農地や市街地の周囲の豊かな森林資源と市街地を明確に区分し、自然環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、長期的な視野での市街地の土地利用の規制と公共施設の適正配置を図ることが課題となっている。</p> <p><u>本区域</u>のまちづくりのあるべき姿及び方向性として「まちごと公園に向けて」をテーマとし、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージしている。</p> <p>また、「まちごと公園」を実現するため目指すべき都市像として、次の5つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和したまちづくり ・人と人の共生したまちづくり ・活気あるまちづくり ・文化的なまちづくり ・みんなで力を合わせるまちづくり <p>中心市街地に関しては、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか回遊、</p>	富良野都市計画区域	市町名	範囲	規模		富良野市	行政区域の一部	約 2,195 ha	<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p>都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成32年の姿として策定する。</p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="994 504 1722 576"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富良野都市計画区域</td> <td>富良野市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,227 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 都市の現状と課題</p> <p>富良野市は、道北連携地域上川地域の南部に位置しており、周囲を山林に囲まれた富良野盆地を流れる空知川及び富良野川の合流点から東側に市街地が形成されてきた。</p> <p>基幹産業は、2つの河川に囲まれた肥沃な大地を生かした農業のほか、農業と連携した商業や農産品加工業等となっている。また、スキー場を中心とする冬季のレジャーをはじめ、豊かな自然環境や景観を生かした観光産業が脚光を浴びてきており、観光レクリエーションの拠点が形成されてきている。</p> <p>人口はやや減少傾向にあるほか少子高齢化が進んでおり、これらに伴い中心市街地の活力が低下していることから、活性化が求められている。また、市街地周辺においては、住宅地や観光関連施設の開発の圧力が高まっており、無秩序な土地利用を防止するため、市街地全体を見渡す総合的な観点から、整備、開発及び保全が必要となっている。</p> <p>具体的には、基幹産業である農業の基盤となる農地や市街地の周囲の豊かな森林資源と市街地を明確に区分し、自然環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、長期的な視野での市街地の土地利用の規制と公共施設の適正配置を図ることが課題となっている。</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念</p> <p>富良野市では、まちづくりのあるべき姿及び方向性として「まちごと公園に向けて」をテーマとし、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージしている。</p> <p>また、「まちごと公園」を実現するため目指すべき都市像として、次の5つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和したまちづくり ・人と人の共生したまちづくり ・活気あるまちづくり ・文化的なまちづくり ・みんなで力を合わせるまちづくり <p>中心市街地に関しては、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか回遊、</p>	区分	市町村名	範囲	規模	富良野都市計画区域	富良野市	行政区域の一部	約 2,227 ha	<p>※目標年次の変更</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※測量精度の高度化による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※経年変化による変更</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※事業完了による削除</p>
富良野都市計画区域	市町名	範囲	規模															
	富良野市	行政区域の一部	約 2,195 ha															
区分	市町村名	範囲	規模															
富良野都市計画区域	富良野市	行政区域の一部	約 2,227 ha															

まちなか居住、産業振興等による活性化及び機能回復を図る。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行しながらも、交流人口の増加が予想されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックを適切に更新することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。さらに、都市の防災性の向上を図り、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については、安定して推移しているが、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地を有効に活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めなかったこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、J R 富良野駅を中心に、西側に中心市街地、東側に専用住宅地を、また、北の峰地区はスキー場を中心とした観光リゾート地を含む一般住宅地として計画的な市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口減少、少子高齢化の進行、空き家・空き店舗・空き地等の未利用地の増加による都市の密度の低下等、都市機能への影響が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- 本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- 高度利用住宅地は、中心商業業務地の周辺及び駅西地区に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な

るJ R 富良野駅周辺の環境整備を進め、まちなか回遊、まちなか居住、産業振興などによる活性化及び機能回復を図る。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地を有効に活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めなかったこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、空き店舗・空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。

このため本区域においては、人口減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- 本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- J R 根室本線の東側には、低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、ゆとりある良好な住環境の形成を図るとともに、J R 根室本線沿線には、一般住宅地を配置

※区域マス上の表現の精査

※基本的な考え方を踏まえた表現の追記

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マス上の表現の精査

※経年変化による変更

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マス上の表現の精査

※富良野市都市計画マスタープラン (H23 策定)

<p><u>生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。<u>また、一般住宅地を北の峰地区に配置し、観光レクリエーション関連施設等の立地と住環境の一体的な保全を図る。</u> 専用住宅地は、駅東地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 中心商業業務地は、駅西地区のJR富良野駅周辺に配置し、商業・娯楽・交流・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成や交流拠点としての市街地の整備を図る。 沿道商業業務地は、3・3・1号西大通(国道237号)及び3・3・11号平和通(国道38号)の主要幹線道路沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。 <p>③ 工業・流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。 専用工業地は、市街地北側の花園工業団地及び北の峰地区の学田工業団地に配置し、工業系土地利用の集積する工業拠点の形成を図るとともに、特別用途地区等の活用により、合理的な操業環境の確保を図る。 一般工業地は、市街地南側の扇山地区の3・3・11号平和通(国道38号)の沿道に配置し、沿道型工業施設が集積する工業地の形成を図るとともに、特別用途地区等の活用により、合理的な操業環境の確保を図る。 <p>(2) 市街地の土地利用の方針</p> <p>① 土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心商業業務地については、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業の施行等により、市街地の更新や土地の高度利用を図る。 <p>② 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅東地区の専用住宅地については、必要に応じて地区計画等を活用することにより、ゆとりある良好な住環境の維持を図る。 	<p>し、中高層の公営住宅や病院などが立地する利便性の高い住環境の形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> JR根室本線の西側の市街地のうち、中心商業業務地の周囲には一般住宅地を配置し、一定程度の生活利便施設等の立地を許容しつつ住環境の保全を図るとともに、市街地の外縁部には中高層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、周辺の田園環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。 北の峰地区のスキー場周辺には一般住宅地を配置し、観光レクリエーション関連施設等の立地と住環境の保全を図るとともに、山麓には専用住宅地を配置し、自然環境や景観と調和した良好な住環境の形成を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 JR富良野駅前には中心商業業務地を配置し、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき市街地再開発事業の施行等により、商業業務機能の集積や交流拠点としての市街地の整備を図る。 中心商業業務地に隣接する3・2・1号西大通(国道237号)沿道には沿道商業業務地を配置し、生活利便施設等の集積を図ることにより、中心商業業務地と一体となって市街地の利便性の向上を図る。 緑町地区の3・3・11号平和通(国道38号)沿道には沿道商業業務地を配置し、背後地の住宅地や道路利用者の利便性の向上を図る。 <p>③ 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。 市街地北側の花園工業団地には専用工業地を配置し、工業系土地利用の集積を図るとともに、特別用途地区の活用により、合理的な操業環境の確保を図る。 市街地西側の学田工業団地には専用工業地を配置し、道央広域連携地域空知地域と連絡する交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の集積を図る。 市街地南側の扇山地区の3・3・11号平和通(国道38号)沿道には一般工業地を配置し、沿道型工業施設の立地を図る。 <p>(2) 土地利用の方針</p> <p>① 土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心商業業務地については、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業の施行等により、市街地の更新や土地の高度利用を図る。 <p>② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> JR根室本線東側の住宅地については、良好な住環境を保全しながら、徒歩を中心とする日常生活圏の形成、維持を図るため、用途地域の見直しや地区計画の活用により、生活利便施設や公共施設の適切な立地を誘導する。 中心商業業務地及びその周辺の一般住宅地については、市街地再開発事業の施行や建築物の更新による土地利用や市街地の防火性等の状況を踏まえ、用途地域及び準防火地域の指定について見直しを進める。 <p>③ 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> JR根室本線東側の専用住宅地については、必要に応じて地区計画等を活用することにより、ゆとりある良好な住環境の維持を図る。 	<p>P62による修正</p> <p>※富良野市中心市街地活性化基本計画(H30見直し)P76による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※富良野市都市計画マスタープラン(H23策定)P61による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※富良野市都市計画マスタープラン(H23策定)P69による修正</p>
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専用住宅地のうち、農用地とその周辺については、既存にある農業の利便の増進と、これと調和した低層住宅地として良好な住環境の形成、保全について検討する。</u> <p>③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部山麓森林地帯及びナマコ山樹林地は、良好な都市環境を構成する上で重要な緑であり、今後も適正に保全を図る。 ・鳥沼公園は、樹林地や水辺空間等の豊かな自然環境と様々な野生生物の生息環境を支える貴重な緑地であり、今後も適正に保全を図る。 <p>(3) その他の土地利用の方針</p> <p>① 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域のうち、集团的農用地や、<u>国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域の拡大の対象としない。</u> <p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生可能性がある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害を防止するための適正な措置を講じる。</u> ・<u>土砂災害特別警戒区域に指定されている中御料地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。</u> ・<u>既成市街地において災害発生可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。</u> <p>③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。</u> ・<u>その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。</u> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>用途地域の指定のない区域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域等により、土地利用の整序を図る。</u> ・<u>用途地域の指定のない区域のうち、北の峰地区及び市街地周辺地区の下御料については、隣接する住宅地と一体となった観光の拠点として、開発の需要が高まりつつあることから、自然との調和し、良質な自然景観を保全するため、景観地区等による土地利用の整序を図る。</u> 	<p>④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部山麓森林地帯及びナマコ山樹林地は、良好な都市環境を構成する上で重要な緑であり、今後も適正に保全を図る。 ・鳥沼公園は、樹林地や水辺空間等の豊かな自然環境と様々な野生生物の生息環境を支える貴重な緑地であり、今後も適正に保全を図る。 <p>⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域のうち、集团的農用地や、<u>国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。</u> <p>⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>洪水、湛水、がけ地、急傾斜地等の災害発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害を防止するための適正な措置を講じる。</u> <p>⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>富良野らしさの自然環境を守る条例などにより、自然環境の保全を図り、人と自然が共生できるまちづくりを図る。</u> <p>⑧ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>スキー場など観光レクリエーション関連施設がある北の峰地区の用途白地地域は、観光拠点となっており、今後も自然と調和した観光リゾートの整備を適切に誘導する地区として、特定用途制限地域（リゾート産業地区）を定め、土地利用の整序を図る。</u> ・<u>学田三区及び扇山地区の国道38号沿道の用途白地地域は、交通利便性の高さを生かした沿道型業務施設が多く立地しているが、隣接する工業地と一体的に秩序ある沿道土地利用を図る必要がある地区として、特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）を定め、土地利用の整序を図る。</u> ・<u>その他の用途白地地域は、優良な農地と豊かな森林が広がっており、今後も良好な田園景観や自然環境を保全しつつ、田園居住などのニーズに対応し田園地域としての振興を図るため、特定用途制限地域（田園居住地区）を定め、土地利用の整序</u> 	<p>※富良野市都市計画マスタープラン（H23 策定）P68 による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※基本的な考え方を踏まえた表現の追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
--	--	--

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

今後、交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進める。
- ・本区域は、スキー場を中心とした冬季観光のほか、豊かな自然、環境、景観を生かした観光産業が盛んであることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.91km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成27年(2015年) (基準年)	平成42年(2030年) (目標年)
幹線街路網密度	2.76 km/km ²	2.86 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・本区域内の地域高規格道路 旭川十勝道路と接続する関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号西大通(国道237号)、3・3・11号平和通(国道38号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号東5条通(一般道道山部北の峰線)、3・4・6号大沼通(一般道道東

を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

富良野市は、道北連携地域上川地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

今後、交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進める。
- ・富良野市は、スキー場を中心とした冬季観光のほか、豊かな自然、環境、景観を生かした観光産業が盛んであることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
幹線街路網密度	0.82 km/km ²	0.82 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路 旭川十勝道路が市街地の西側を通過する計画があることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・2・1号西大通(国道237号)、3・3・11号平和通(国道38号)を都市の骨格となる道路とする。

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マス上の表現の統一による修正

※区域マスの表現の統一による修正

※区域マス上の表現の統一による修正

※区域マス上の表現の精査

※基準年・目標年の変更

※完了による変更

※都市計画決定による変更(幅員)

※経年変化による削除

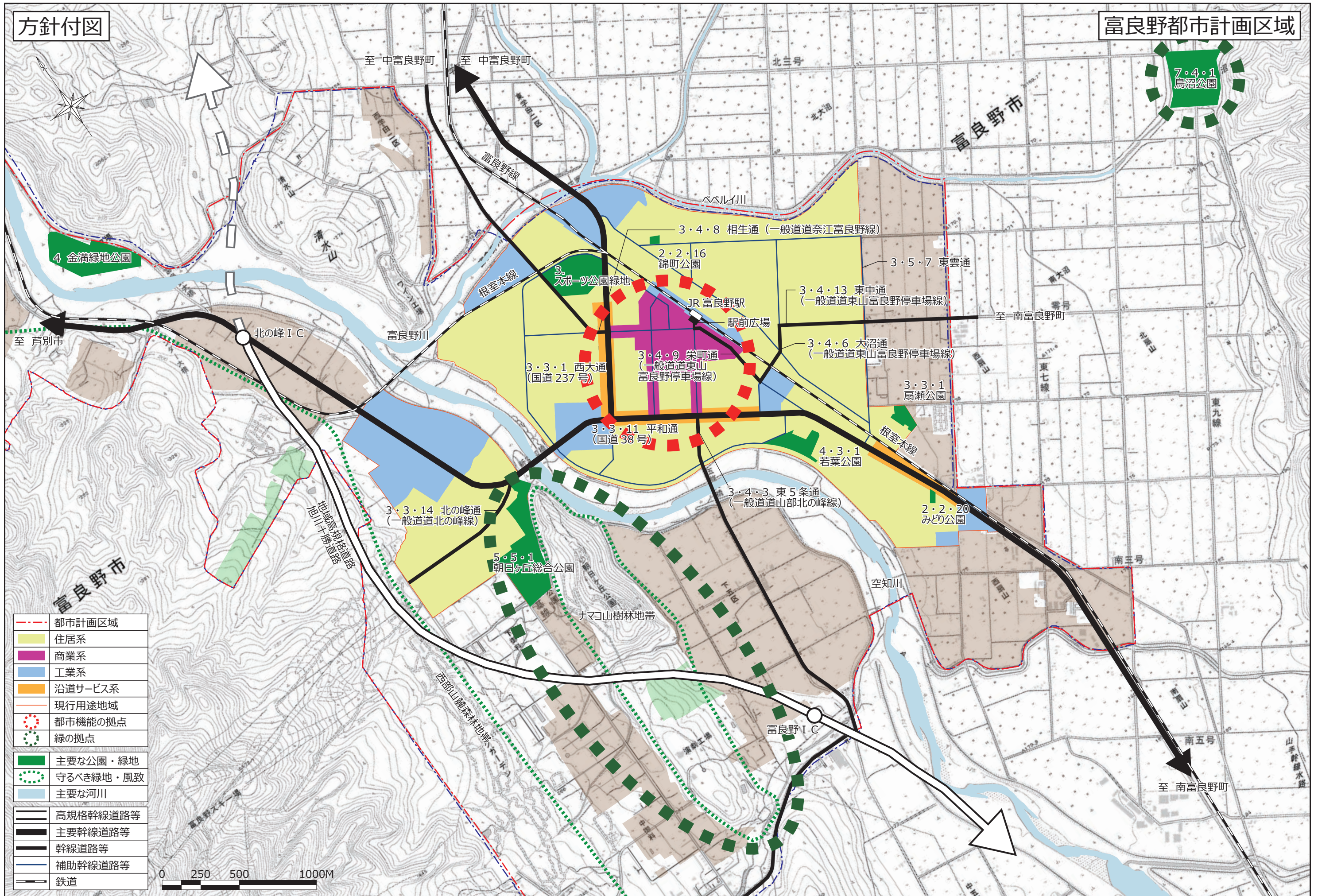
<p>山富良野停車場線)、3・4・8号相生通(一般道道奈江富良野線)、3・4・9号栄町通(一般道道東山富良野停車場)、3・4・13号東中通(一般道道東山富良野停車場)、3・3・14号北の峰通(一般道道北の峯線)、及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。</p> <p>b 交通結節点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3・4・3号東5条通(一般道道山部北の峰線)にJR富良野線富良野駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。 <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p><u>おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3・5・7号東雲通(市道東雲通)の整備を促進する。 <p>(2) 下水道及び河川</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 下水道及び河川の整備の方針</p> <p><u>土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り</u>、総合的な治水対策を促進する。</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の健全な発展と生活環境の改善、並びに公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ防炎と親水を目的として河川・水辺空間の整備に努める。 <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の下水道普及率は平成27年(2015年)で72.0%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富良野公共下水道については、下水管渠を確保し、駅西地区の西町に処理場を適切に配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3・4・3号東5条通(一般道道東山富良野停車場線、一般道道山部北の峰線)、3・4・6号大沼通(一般道道東山富良野停車場線)、3・4・8号相生通(一般道道奈江富良野線、一般道道上富良野旭中富良野線)、3・4・9号栄町通(一般道道東山富良野停車場)、3・4・13号東中通(一般道道東山富良野停車場)、3・3・14号北の峰通(一般道道北の峯線)、及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成する。 ・3・4・3号東5条通(一般道道東山富良野停車場線)に、JR富良野線富良野駅の駅前広場を配置する。 <p>(2) 下水道及び河川</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じている。このため河川及び下水道については土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境などに配慮しつつ防炎と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。 <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の普及率は平成17年で71.3%であり、引き続き市街地の普及を目指す、整備促進を図る。 <p>イ 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活雑排水や産業排水などによる水質汚染や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら富良野公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。 	<p>※事業完了による削除</p> <p>※事業完了・供用開始による追加</p> <p>※区域マス上の表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※時点修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p>
---	--	--

<p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地には空知川、富良野川、ベベルイ川等が流れており、これら河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川・水辺空間の整備に努める。 <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p><u>おおむね10年以内に実施を予定する事業は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。 富良野川、ベベルイ川等の河川改修の促進を図る。 <p>(3) その他の都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 本区域の都市計画に定められている富良野地方卸売市場については、適正な維持管理を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。 ごみ焼却場、ごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に整備を図るものとし、公益性及び恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商業業務地において市街地再開発事業を施行することにより、中心市街地における機能の回復と回遊性の向上を図る。 <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>おおむね10年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東5条3丁目地区 (市街地再開発事業) <p>4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域の緑地の形態は、市街地を貫通するように流れる空知川を境に、市街地東側を</p>	<p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 空知川、富良野川、ベベルイ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。 <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の未整備区域の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 富良野川、ベベルイ川の河川改修の促進を図る。 <p>(3) その他の都市施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、富良野生活圏1市3町1村による「一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道産業廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>b 市場</p> <ul style="list-style-type: none"> 富良野市公設地方卸売市場は、施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理を行う。 <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 市場</p> <ul style="list-style-type: none"> 富良野市公設地方卸売市場を弥生町地区に配置し、今後ともその機能の維持を図る。 <p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商業業務地において市街地再開発事業を施行することにより、中心市街地における機能の回復と回遊性の向上を図る。 <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>おおむね10年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東4条街区地区 (市街地再開発事業) <p>4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>富良野市の緑地の形態は、市街地を貫通するように流れる空知川を境に、市街地東側</p>	<p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※都市計画決定による変更 (H31.3 予定) (民間譲渡による市場名称の変更)</p> <p>※富良野市中心市街地活性化基本計画 (H30 見直し) P109 による変更</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p>
--	---	---

<p>取り囲むように流れる富良野川やペベルイ川の河川空間及び西側の丘陵地が良好な自然的環境を形成している。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成<u>その他の</u>機能が総合的に発揮され、<u>かつ緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</u></p> <p>(2) 緑地の配置の方針</p> <p>① 緑地系統ごとの配置方針</p> <p>a 環境保全系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格となる緑地として、朝日ヶ丘総合公園及び鳥沼公園を配置する。 <p>b レクリエーション系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、扇瀬公園及び若葉公園を住区に、街区公園を各街区に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、朝日ヶ丘総合公園、スポーツ公園緑地及び金満緑地公園を配置する。 <p>c 防災系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難地として、みどり公園、錦町公園及び朝日ヶ丘総合公園を配置する。 <p>d 景観構成系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的環境、景観を形成する緑地として、朝日ヶ丘総合公園及び鳥沼公園を配置する。 <p>② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、狭小な緑地の増加の抑制等、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。 <p>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法の規程に基づき策定した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や風致地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。 	<p>を取り囲むように流れる富良野川やペベルイ川の河川空間及び西側の丘陵地が良好な自然的環境を形成している。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、<u>緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</u></p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。 ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、緑地などの適正な配置、適切な整備を行い、施設の長寿命化を図る。 ・自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。 ・空知川、富良野川、ペベルイ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図る。 <p>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。 	<p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マス上の表現の統一による修正</p> <p>※富良野市地域防災計画（H27 策定）（資料編）7-1 による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p>
--	--	---

方針付図

富良野都市計画区域



国土地理院の電子地形図(タイル)を掲載。
 国土数値情報(都市地域データ、森林地域データ、農業地域データ、鉄道時系列データ)をもとに北海道が編集・加工。